

審査基準

1. 採択案件の決定方法

提案された企画について書類審査を行い、下記の3. 評価方法により最も評価点の高いものを契約予定案件として決定する。

2. 審査方法

(1) 審査員の構成

審査においては、小山工業高等専門学校自動販売機設置及び管理運營業務委託事業者選定委員会（以下、「選定委員会」とする。）委員が審査を行う。

(2) 書類審査による審査

企画提案書に基づき、選定委員会において、書類審査を実施する。また、必要に応じて、審査期間中に提案の詳細に関する追加資料及びヒアリングを求めることがある。

3. 評価方法

企画提案書を総合的に判断し書類審査によって決定する。

(1) 4. の必要条件を満たさない者は不合格とする。

(2) 4. の必要条件を満たした者について、契約物件毎に5. の評価項目について評価し、点数化する。各審査委員の評価点の合計を平均したものを得点とする。

4. 必要条件

以下については、必要な条件とし、満たすことが出来ない者は不合格とする。

(1) 事業実施に必要な人員・組織体制が整っていること。

(2) 業務管理を適切に遂行できる体制を有していること。

(3) 事業実務に精通しているとともに、事業を適切に遂行するための技術力ノウハウを有していること。

(4) 事業を効果的に遂行するために必要な実績等を有していること。

(5) 財務状況の評価により経営基盤が確立していること。

(6) 事業に必要な設備・施設を保有していること。

(7) 別紙2「自動販売機設置及び管理運營業務委託企画条件」の内容を行えること。

5. 評価項目

(1) 緊急災害時の対応（20点）

(2) 販売管理体制（商品の品質保証、自動販売機の保全等のチェック体制等）（10点）

(3) 販売商品の補充体制並びに代金の回収及び釣銭の補充体制（5点）

(4) 自動販売機周辺の清掃及び空き缶等の回収処理方法（10点）

(5) クレームに対する対応方法（5点）

(6) 設置する自動販売機の省エネ、環境対応レベル（15点）

(7) 商品の種類（5点）

(8) 1度に販売設定できる種類の数（5点）

(9) 便益性（5点）

(10) 売上手数料（5点）

(11) 販売価格（5点）

(12) その他自動販売機設置・運営等に関して特筆する提案（10点）